

家庭教育をめぐる保守勢力の動向

「家庭」は平成以降の政策のキーワードの一つであり続けてきた。直近では、「こども庁」が、「家庭」を加えた「こども家庭庁」として2023年4月に設置されることが、2021年末に閣議決定されている。本来は、子どもを主軸とした「こども庁」創設であるべきだったと思う。「家庭」の文言の挿入をめぐるのは、親学推進協会や世界平和統一家庭連合（旧統一教会）といった宗教右派と議員との影響関係も報じられている。

通算8年8カ月という長期政権を担った安倍元首相の国葬が、2022年9月27日に挙行された。第1次安倍内閣での「成果」といえば、何とんでもなく2006年の教育基本法改正であろう。同法改正は、ジェンダー・バックラッシュ派にとっての悲願でもあった。改正では、新たに盛り込まれた「愛国心」や、「男女共学」の削除などに注目が集まり、新設条項の第10条「家庭教育」は、一見すると当たり障りのない地味な内容に思える。しかし、その影響力は計り知れず、現在にまで及んでいる。第10条では、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの」とされた。さらに、国や地方公共団体が家庭教育を推進する法的根拠が整った。いわば国による家庭教育への介入にお墨付きが与えられたのである。この時宜を得て、2006年には、親学推進協会が発足する（会長は高橋史朗氏）。2012年には親学推進議員連盟が成立。教師の研究団体であるTOSSもまた、家庭教育に力を入れ、「親守詩」を通して家族の絆を高めようとする親学を推進していった。親守詩運動は、毎日新聞社のバックアップもあったせいか、次第に学校やPTAなどへ浸透していった。2022年1月、親学推進協会は、突如として閉会を宣言するが、これは親学の十分な浸透（達成）を意味するのではないかとの見方もある。

家庭教育の推進の何が問題か？ そこには、国や地方公共団体の他に、様々な宗教団体や倫理・修養団体、社会教育団体、政治家、保守論壇、右派メディアなどが関与しており、それぞれの考え方には微妙な違いがある一方で、「伝統的な」家族観やジェンダー観（性別役割の肯定やLGBTに対する否定的見解など）という点では共通性も窺える。これらは連携しながら現在、地方レベルで、家庭教育支援条例制定に向けて活動を地道に展開しつつある。2012年に大阪維新の会の大阪市市議団が提出しようとした家庭支援条例案のような問題含みの条例案も過去にはあった。国（家庭教育支援法案）や地方の動きを注視していく必要がある。

第2次安倍内閣では、2013年の特定秘密保護法、2015年の安保法制が思い出される。安保法制案をめぐるのは、学生グループSEALDsなどの反対運動が各地で盛り上がりを見たが、法の成立後はそれらを覆い隠すかのように、一連の「輝く女性」や「女性活躍」政策が打ち出されたとも思える。2015年の女性活躍推進法は、結局のところ、職業と家庭との両立をめぐる一部の恵まれた女性や経済界には歓迎されたものの、大方の女性には恩恵がなかった。そして重要な点は、女性活躍推進法が、女性の人権を主眼としたものではなく、あくまでも経済政策や少子化対策の一環として考えられたことである。

リプロダクティブ・ヘルス&ライツの行方

1990年代から始まる少子化対策は、基本的には、1994年の国際人口開発会議の到達点である、リプロダクティブ・ヘルス&ライツの路線を踏み越えることはなかった。一方で、リプロの権利を支えるはずの性教育は、前回述べたように、政府主導の「過

激な性教育」パッシングにより萎縮させられていった。その中で、第2次安倍内閣では、リプロ路線を踏み越えた、あからさまな「人口政策」へと舵が切られた。2013年4月、「3歳まで抱っこし放題」（育休3年）案は、「3歳児神話」を思わせるとして頓挫。2014年5月には、「女性手帳」の構想も見送られる。2014年9月に提出された「女性の健康の包括的支援法案」にはリプロ概念が乏しく、「産め産め法案」と批判される（同年11月廃案）。2015年3月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」では、晩婚・晩産を食い止め、早期結婚、早期出産を促すことが強く打ち出されるとともに、3世代同居や近居が推奨された。高校「保健」副教材『健康な生活を送るために』（文科省、2015年）における「卵子の老化」説についても、データの改ざんではないかとの疑問が投げかけられた。官製の妊活・婚活は、ブライダル産業の利権、ライフプラン教育、企業の「子宝率」アピールなども絡み合い、本末転倒感を呈している。

このような「結婚・出産・労働・育児・介護」する「標準家庭」の女性像に合致するようなスーパー女性は、果してどのぐらいいるのだろうか？ 国が少子化対策として本来すべきことは、雇用の安定化や予算配分における家族関係費用の拡充であったはずだ。さらには、そうした理想の女性像・家族像の裏にある、為政者の憲法24条改正の意図も見逃せない。たとえば、自民党憲法改正草案24条（2012年）には、「家族条項」が新たに付け加わり、個人ではなく家族が基礎的な単位とされ、家族主義的な要素が濃厚なものとなっている。

言うまでもなく、女性とは、単に子どもを産む機械ではない。子どもにはもちろん、女性にも尊い「生」がある。いわゆる「赤ちゃんポスト」をめぐるのは、メディアにおいても生命尊重の美談として語られることが多く、批判されることはまれである。「いのち」が守られたのだから、遺棄されたり虐待されるよりはましではないかと。だが、トイレで単独で出産に臨む女性の恐怖、そこに至るまでの心痛には想像を絶するものがある。肝心なのは「なぜ予期せぬ妊娠や出産を回避できなかったのか？」である。そこには、性教育の後退や人権教育の貧弱さ、世界標準を満たさない日本の中絶方法や業界の利権、1907年より現在まで続く刑法墮胎罪、家父長主義的な配偶者同意など、様々な背景が指摘されてきた。

「いのち」について語ってきた宗教の責任は重い。その際に、当事者である女性の声は聞き届けられたのか？ 現在はもっぱら旧統一教会に焦点が当たっているが、宗教右派全体に視野を広げ、政治とのかかわり、その家族観、ジェンダー観、生命倫理観などを追跡していかなければならない。実際に日本でも1970年代や1980年代に、旧優生保護法の改正をめぐる、宗教の政治介入が行なわれたことは、以前に述べた通りである。石川県の「加賀市生命尊重の日条例」（2017年）についても、宗教の関与が問われている。ロー対ウェイド判決（1973年）から半世紀を経たアメリカでは、2022年6月に、これまであった女性の中絶の権利が覆され、リプロの行方はまことに不透明な状況に置かれている。「宗教とジェンダー」研究、そしてその基盤となるフェミニズムは、まだまだ終わりそうにない。

[参考文献]（※前回に挙げた文献も参照）

金子珠理「女性活躍推進政策の背景としての「家族」言説の意味—男女共同参画の変質化プロセス—」『天理大学おやさと研究所年報』第23号、2017年。